

# 社会福祉法人小鳩会 定款施行細則

平成13. 2. 16制定  
平成29. 4. 1改正

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人小鳩会（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人の管理運営および業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 評議員

(評議員の選出)

第2条 定款第5条で定める評議員選任候補者は、次に掲げる者を少なくとも1名以上選出するものとする。

- (1) 社会福祉事業の経営に関し識見を有する者。
- (2) 社会福祉に関する実情に通じている者。
- (3) 社会福祉事業を経営する団体の役職員。

(評議員の選任及び解任)

第3条 評議員の選任については、評議員の任期満了前に「評議員選任・解任委員会」において、次期評議員となるべき者を選任しなければならない。

2 理事長は、評議員の任期満了直前の「評議員選任・解任委員会」において選任された次期評議員に委嘱状を交付しなければならない。

3 「評議員選任・解任委員会」において選任された次期評議員となるべき者は、履歴書ならびに就任承諾書を事前、あるいは選任された当日に、それぞれ理事長あてに提出しなければならない。

(途中退任)

第4条 評議員はやむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(補欠選任等)

第5条 評議員の補欠選任および欠員補充については、第3条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第6条 理事長は、評議員が選任された時は速やかに評議員名簿を作成し、保存しておかななければならない。

## 第3章 評議員会

(開催)

第7条 評議員会は定例会と臨時会とする。

2 定時会は毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、定款第10条に定める事項について決議する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、または定款第12条第2項の規定に基づき評議員会の開催請求があったときに、理事長が召集する。

(評議員会の召集)

第8条 理事長は評議員会を開催するときは、書面をもって、召集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案および報告案件書を添付するものとする。

(評議員会の開会)

第9条 理事長は、評議員会の開会の定刻に至ったときは、議長を選出する。議長は評議員の過半数が出席していることを確認したのち、開会を宣言するものとする。

(関係者の出席)

第10条 議長は必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容および運営状況について説明させることができる。

(決議)

第11条 評議員会の決議は、法令又は定款に特別な定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。

3 議長は、事項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 役員の一部免除

(4) 法人の解散

(5) 法人の合併契約(吸収合併・新設合併)

5 理事、監事または評議員の社会福祉法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

6 第1項および第4項の規定にかかわらず、理事が議題の提案をし、当該提案について評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第12条 議長は評議員会終了後、速やかに、議事録を作成するものとする。

2 理事長は、議事録の正確性を期するため、適当と認める本部職員に評議員会の議事の経過および結果を記録させるものとする。

3 議事録は、提出議案書、資料および報告書を添付し10年間保存する。

(欠席評議員への報告)

第13条 理事長は、評議員会を欠席した評議員に、議事の概要および議決結果を記録した書面を、評議員会終了後、14日以内に送付するものとする。

## 第4章 役員

### (理事の選出)

第14条 定款第15条に定める理事の選出については、第2条の規定を準用する。この場合において「評議員選任候補者」とあるのは「理事」と読みかえるものとする。

### (監事の選出)

第15条 定款第15条に定める監事の選出については、次に掲げるものを1名以上選出しなければならない。

- (1) 社会福祉事業について識見を有する者。
- (2) 財務管理について識見を有する者。

### (役員選任手続き)

第16条 役員を選任については、役員任期満了前、直前の評議員会において、次期役員となるべきものを選任しなければならない。

- 2 次期役員を選任には、評議員総数の過半数の同意を得なければならない。
- 3 理事長は、役員任期満了直前の評議員会において選任された次期役員に委嘱状を交付しなければならない。
- 4 評議員会において選任された次期役員となるべき者は、履歴書を前項の評議員会の開催日前に、就任承諾書を就任日前に、それぞれ理事長あてに提出しなければならない。

### (理事長等選任手続き)

第17条 定款16条第2項に規定する理事長、業務執行理事（以下「理事長等」という。）の選任については、理事長等の任期開始日に開催する理事会において、理事長等となるものを選任しなければならない。

- 2 理事長等の選任については、理事総数の過半数の同意を得なければならない。
- 3 理事長等として選任された者は、就任承諾書を理事長に提出し、理事長は提出確認後委嘱状を交付しなければならない。

### (理事長の権限)

### (途中退任)

第18条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

### (補欠選任等)

第19条 役員補欠選任および欠員補充については、第16条の規定を準用する。

### (役員名簿)

第21条 理事長は、役員選任時および選任後、速やかに、役員名簿を作成し、保存しておかななければならない。

## 第5章 理事会

### 理事長の専決

第22条 定款第24条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「施設長の任免」を除く職員の任免。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他、やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって、予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの。
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出、ならびにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により、不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出。
- (9) 児童の日常の処遇に関すること。
- (10) 児童の預り金の日常の管理に関すること。
- (11) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (12) 事業計画、予算、法人の運営に関する規則の制定および変更に関する事項で、緊急を要するものまたは軽微なもの。

### (報告事項)

第23条 理事長は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については、次回の理事会に報告しなければならない。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施する検査または調査の結果、改善指示がある場合はその改善状況
- (3) 前条第1項第12号に基づき理事長が専決した事項
- (4) 理事長が専決した事項で必要と認められるもの（前項に該当するものを除く。）
- (5) その他、役員から報告を求められた事項

### (開催)

第24条 理事会は定時会と臨時会とする。

2 定時会は毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、定款第31条に定める事項について決議する。

3 臨時会は、理事長が必要と認めるとき、理事長が召集する。

(決議)

第25条 理事会の決議は、法令又は定款に特別な定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。

3 議長は、事項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数(現在数)の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

(1) 基本財産の処分

(2) 事業計画および収支予算

(3) 新たな義務の負担または権利の放棄

(4) 公益事業に関する重要な事項

(準用規程)

第26条 第8条から第10条まで、および第12条、第13条の規程は、理事会に準用する。この場合において「評議員」とあるのは「理事」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と読みかえる。

## 第7章 資産および会計

(予算および決算)

第27条 定款第31条に定める予算および定款第32条に定める決算に関する事項については、定款第34条の規定により定める会計に関する規程において定めるものとする。

(監査の実施)

第28条 定款第39条に規定する監事の決算監査は、第25条第2項に定める理事会の開催日までに実施するものとする。

(監査報告書)

第29条 監事は、監査終了後、社会福祉法施行規則第2条の27ならびに第2条の36の規定による監査報告書を作成しなければならない。

## 第8章 諸規程

(諸規程等)

第30条 その他必要な諸規程は、別に定める。

附 則

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

